

猪名川町公告第23号

予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条の規定に基づく予防接種を下記の要領で行うので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条及び第5条の規定により公告する。

令和8年4月1日

猪名川町長 岡 本 信 司

記

1 ジフテリア、百日せき、急性灰白髄炎、破傷風及びH i b感染症の定期接種

(1)ジフテリア、百日せき、急性灰白髄炎、破傷風及びH i b感染症について同時に行う第1期の予防接種は、5種混合ワクチンを使用し、初回接種については生後2月に達した時から生後7月に至るまでの期間を標準的な接種期間として20日以上、標準的には20日から56日までの間隔をおいて3回、追加接種については初回接種終了後6月以上、標準的には6月から18月までの間隔をおいて1回行うこと。なお、H i b感染症の定期接種として、後述する乾燥ヘモフィルスb型ワクチンを使用する場合は初回接種の開始時の月齢ごとに接種回数を減じることとされているが、5種混合ワクチンを使用する場合はこの接種回数を減じる取扱いは不要であることに留意すること。

(2)ジフテリア、百日せき、急性灰白髄炎及び破傷風について同時に行う第1期の予防接種は、(1)と同様とすること。

(3)ジフテリア、百日せき、急性灰白髄炎及びH i b感染症について、ジフテリア、百日せき、破傷風及びH i b感染症について、ジフテリア、急性灰白髄炎、破傷風及びH i b感染症について又は百日せき、急性灰白髄炎、破傷風及びH i b感染症について同時に行う第1期の予防接種は、(1)と同様とすること。

(4)ジフテリア、百日せき及び急性灰白髄炎について、ジフテリア、急性灰白髄炎及び破傷風について又は百日せき、急性灰白髄炎及び破傷風について同時に行う第1期の予防接種は、(1)と同様とすること。

(5)ジフテリア、百日せき及び破傷風について同時に行う第1期の予防接種は、(1)と

同様とするか、沈降精製百日せきジフテリア破傷風混合ワクチン(以下「3種混合 ワクチン」という。)を使用し、初回接種については生後2月に達した時から生後12月に達するまでの期間を標準的な接種期間として20日以上、標準的には20日から56日までの間隔をおいて3回、追加接種については初回接種終了後6月以上、標準的には12月から18月までの間隔をおいて1回行うこと。

(6)ジフテリア、百日せき及びH i b感染症について、ジフテリア、急性灰白髄炎及びH i b感染症について、ジフテリア、破傷風及びH i b感染症について、百日せき、急性灰白髄炎及びH i b感染症について、百日せき、破傷風及びH i b感染症について又は急性灰白髄炎、破傷風及びH i b感染症について同時に行う第1期の予防接種は、(1)と同様とすること。

(7)ジフテリア及び百日せきについて又は百日せき及び破傷風について同時に行う第1期の予防接種は、(5)と同様とすること。

(8)ジフテリア及び急性灰白髄炎について、百日せき及び急性灰白髄炎について又は急性灰白髄炎及び破傷風について同時に行う第1期の予防接種は、(1)と同様とすること。

(9)ジフテリア及び破傷風について同時に行う第1期の予防接種は、(5)と同様とするか、沈降ジフテリア破傷風混合トキソイドを使用し、初回接種については生後3月に達した時から生後12月に達するまでの期間を標準的な接種期間として20日以上、標準的には20日から56日までの間隔をおいて2回、追加接種については初回接種終了後6月以上、標準的には12月から18月までの間隔をおいて1回行うこと。

(10)ジフテリア及びH i b感染症について、百日せき及びH i b感染症について、急性灰白髄炎及びH i b感染症について又は破傷風及びH i b感染症について同時に行う第1期の予防接種は、(1)と同様とすること。

(11)ジフテリア又は破傷風の第1期の予防接種は、(9)と同様とすること。

(12)百日せきの第1期の予防接種は、(5)と同様とすること。

(13)急性灰白髄炎の予防接種は、(1)と同様とするか、不活化ポリオワクチンを使用し、初回接種については、生後2月に達した時から生後12月に達するまでの期間を標準的な接種期間として、20日以上の間隔をおいて3回、追加接種については初回接種終了後6月以上、標準的には12月から18月までの間隔をおいて1回行うこと。

(14)H i b感染症の予防接種は(1)と同様とするか、初回接種の開始時の月齢ごとに以下の方法により行うこととし、アの方法を標準的な接種方法とすること。

ア 初回接種開始時に生後 2 月から生後 7 月に至るまでの間にある者

乾燥ヘモフィルス b 型ワクチンを使用し、初回接種については 27 日(医師が必要と認めた場合には 20 日)以上、標準的には 27 日(医師が必要と認めた場合には 20 日)から 56 日までの間隔をおいて 3 回、追加接種については初回接種終了後 7 月以上、標準的には 7 月から 13 月までの間隔をおいて 1 回行うこと。ただし、初回接種のうち 2 回目及び 3 回目の注射は、生後 12 月に至るまでに行うこととし、それを超えた場合は行わないこと。この場合、追加接種は実施可能であるが、初回接種に係る最後の注射終了後、27 日(医師が必要と認めた場合には 20 日)以上の間隔をおいて 1 回行うこと。

イ 初回接種開始時に生後 7 月に至った日の翌日から生後 12 月に至るまでの間にある者
乾燥ヘモフィルス b 型ワクチンを使用し、初回接種については 27 日(医師が必要と認めた場合には 20 日)以上、標準的には 27 日(医師が必要と認めた場合には 20 日)から 56 日までの間隔をおいて 2 回、追加接種については初回接種終了後 7 月以上、標準的には 7 月から 13 月までの間隔をおいて 1 回行うこと。ただし、初回接種のうち 2 回目の注射は、生後 12 月に至るまでに行うこととし、それを超えた場合は行わないこと。この場合、追加接種は実施可能であるが、初回接種に係る最後の注射終了後、27 日(医師が必要と認めた場合には 20 日)以上の間隔をおいて 1 回行うこと。

ウ 初回接種開始時に生後 12 月に至った日の翌日から生後 60 月に至るまでの間にある者
乾燥ヘモフィルス b 型ワクチンを使用し、1 回行うこと。なお、政令第 3 条第 2 項の規定による対象者に対しても同様とすること。

エ Hib 感染症の予防接種について、平成 26 年 4 月 1 日より前に、予防接種実施規則の一部を改正する省令(平成 26 年厚生労働省令第 22 号。(19)において「改正省令」という。)による改正前の実施規則(以下「旧規則」という。)に規定する接種の間隔を超えて行った接種であって、実施規則に規定する予防接種に相当する接種を受けた者は、医師の判断と保護者の同意に基づき、既に接種した回数分の定期接種を受けたものとしてみなすことができること。

(15) 第 1 期の予防接種の初回接種においては、5 種混合ワクチン、3 種混合ワクチン又は沈降ジフテリア破傷風混合トキソイドのうちから、使用するワクチンを選択することが可能な場合であっても、原則として、同一種類のワクチンを必要回数接種すること。ただし、市町村長が、この方法によることができないやむを得ない事情があると認める場合には、以下のいずれかの方法又はこれに準ずる方法により接種を実施して差し支えないこと

とする。

ア 初回接種の1回目に4種混合ワクチン及び乾燥ヘモフィルスb型ワクチンを接種した者であって初回接種の2回目又は3回目を接種していない者が、前回の注射から20日以上の間隔をおいて5種混合ワクチンを2回接種し、同ワクチンにより追加接種として初回接種終了後6月以上、標準的には6月から18月までの間隔をおいて1回接種する方法。

イ 初回接種の1回目及び2回目に4種混合ワクチン及び乾燥ヘモフィルスb型ワクチンを接種した者であって初回接種の3回目を接種していない者が、前回の注射から20日以上の間隔をおいて5種混合ワクチンを1回接種し、同ワクチンにより追加接種として初回接種終了後6月以上、標準的には6月から18月までの間隔をおいて1回接種する方法。

ウ 4種混合ワクチンを接種した者であって初回接種を完了した者が、5種混合ワクチンを初回接種終了後6月以上、標準的には6月から18月までの間隔をおいて1回接種する方法。

(16)ジフテリア及び破傷風について同時に行う第2期の予防接種は、沈降ジフテリア破傷風混合トキソイドを使用し、11歳に達した時から12歳に達するまでの期間を標準的な接種期間として1回行うこと。

(17)ジフテリア又は破傷風の第2期の予防接種は、(16)と同様とすること。

(18)ジフテリア、百日せき、急性灰白髄炎又は破傷風のいずれかの既罹患者においては、既罹患疾病以外の疾病に係る予防接種のために既罹患疾病に対応するワクチン成分を含有する混合ワクチンを使用することを可能とする。

ただし、第2期の予防接種に使用するワクチンは沈降ジフテリア破傷風混合トキソイドのみとする。

(19)ジフテリア、百日せき、急性灰白髄炎及び破傷風の予防接種について、旧規則に規定する接種の間隔を超えて行った接種であって、改正省令による改正後の実施規則に規定する予防接種に相当する接種を受けた者は、医師の判断と保護者の同意に基づき、既に接種した回数分の定期接種を受けたものとしてみなすことができること。

2 麻しん又は風しんの定期接種

(1)対象者

ア 麻しん又は風しんの第1期の予防接種は、乾燥弱毒生麻しんワクチン又は乾燥弱毒生風しんワクチン若しくは乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチンにより、生後12月から生

後24月に至るまでの間にある者に対し、1回行うこと。この場合においては、早期の接種機会を確保すること。

イ 麻しん又は風しんの第2期の予防接種は、乾燥弱毒生麻しんワクチン又は乾燥弱毒生風しんワクチン若しくは乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチンにより、5歳以上7歳未満の者であって、小学校就学の始期に達する日の1年前の日から当該始期に達する日の前日までの間にあるもの(小学校就学前の1年間にある者)に対し、1回行うこと。なお、麻しん及び風しんの第1期又は第2期の予防接種において、麻しん及び風しんの予防接種を同時に行う場合は、乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチンを使用すること。

(2)接種液の用法

乾燥弱毒生麻しんワクチン、乾燥弱毒生風しんワクチン及び乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチンは、溶解後にウイルス力価が低下することから、溶解後速やかに接種すること。

(3)麻しん又は風しんに既罹患である場合の混合ワクチンの使用

麻しん又は風しんに既に罹患した者については、既罹患疾病以外の疾病に係る予防接種を行う際、混合ワクチンを使用することが可能である。

3 日本脳炎の定期接種

(1)日本脳炎の第1期の予防接種は、乾燥細胞培養日本脳炎ワクチンにより、初回接種については3歳に達した時から4歳に達するまでの期間を標準的な接種期間として6日以上、標準的には6日から28日までの間隔において2回、追加接種については、初回接種終了後6月以上、標準的にはおおむね1年を経過した時期に、4歳に達した時から5歳に達するまでの期間を標準的な接種期間として1回行うこと。

(2)第2期の予防接種は、乾燥細胞培養日本脳炎ワクチンにより、9歳に達した時から10歳に達するまでの期間を標準的な接種期間として1回行うこと。

(3)予防接種の特例

ア 実施規則附則第2条の対象者(平成19年4月2日から平成21年10月1日に生まれた者で、平成22年3月31日までに日本脳炎の第1期の予防接種が終了していない者で、生後6月から90月又は9歳以上13歳未満にある者)

(ア)実施規則附則第2条第1項により、残り2回の日本脳炎の予防接種を行う場合は、乾燥細胞培養日本脳炎ワクチンにより、6日以上の間隔において2回接種すること。なお、既に接種済みの1回と今回の接種間隔については、6日以上の間隔をおくこと。

(イ)実施規則附則第2条第1項により、残り1回の日本脳炎の予防接種を行う場合は、乾

乾燥細胞培養日本脳炎ワクチンにより、1回接種すること。なお、既に接種済みの2回と今回の接種間隔については、6日以上の間隔をおくこと。

(ウ)実施規則附則第2条第2項による日本脳炎の予防接種は、乾燥細胞培養日本脳炎ワクチンにより、6日以上、標準的には6日から28日までの間隔をおいて2回、追加接種については2回接種後6月以上、標準的にはおおむね1年を経過した時期に1回接種すること。

(エ)実施規則附則第2条第3項による日本脳炎の予防接種は、乾燥細胞培養日本脳炎ワクチンにより、実施規則附則第4条第1項又は第2項により、9歳以上13歳未満の者が第1期の接種を受け終え、第2期の接種を受ける場合、6日以上の間隔をおいて、1回接種すること。

イ 実施規則附則第3条の対象者(平成7年4月2日から平成19年4月1日に生まれた者で、20歳未満にある者：平成17年5月30日の積極的勧奨の差し控えによって第1期、第2期の接種が行われていない可能性がある者)

(ア)実施規則附則第3条第1項により、残り3回の日本脳炎の予防接種を行う場合(第1期の初回接種を1回受けた者(第1回目の接種を受けた者))は、乾燥細胞培養日本脳炎ワクチンにより、6日以上の間隔をおいて残り2回の接種を行うこととし、第4回目の接種は、9歳以上の者に対して、第3回目の接種終了後6日以上の間隔をおいて行うこと。

(イ)実施規則附則第3条第1項により、残り2回の日本脳炎の予防接種を行う場合(第1期の初回接種を2回受けた者(第2回目の接種を受けた者))は、乾燥細胞培養日本脳炎ワクチンにより、6日以上の間隔をおいて第3回目の接種を行うこととし、第4回目の接種は、9歳以上の者に対して、第3回目の接種終了後6日以上の間隔をおいて行うこと。

(ウ)実施規則附則第3条第1項により、残り1回の日本脳炎の予防接種を行う場合(第1期の接種が終了した者(第3回目の接種を受けた者))は、乾燥細胞培養日本脳炎ワクチンにより、第4回目の接種として、9歳以上の者に対して、第3回目の接種終了後6日以上の間隔をおいて行うこと。

(エ)実施規則附則第3条第2項から第5項による日本脳炎の予防接種は、乾燥細胞培養日本脳炎ワクチンにより、第1回目及び第2回目の接種として6日以上、標準的には6日から28日までの間隔をおいて2回、第3回目の接種については第2回目の接種後6月以上、標準的にはおおむね1年を経過した時期に1回接種すること。第4回目の接種は、9歳以上の者に対して第3回目の接種終了後、6日以上の間隔をおいて1回接種す

ること。

(4)日本脳炎の予防接種について、平成26年4月1日より前に、旧規則に規定する接種の間隔を超えて行った接種であって、実施規則に規定する予防接種に相当する接種を受けた者は、医師の判断と保護者の同意に基づき、既に接種した回数分の定期接種を受けたものとしてみなすことができること。

4 結核の定期接種

(1)結核の予防接種は、経皮接種用乾燥BCGワクチン(以下「BCG」という。)を使用し、生後5月に達した時から生後8月に達するまでの期間を標準的な接種期間として1回行うこと。

ただし、結核の発生状況等市町村の実情に応じて、上記の標準的な接種期間以外の期間に行うことも差し支えない。

(2)コッホ現象について

健常者がBCGを初めて接種した場合は、接種後10日頃に針痕部位に発赤が生じ、接種後1月から2月までの頃に化膿巣が出現する。

一方、結核菌の既感染者にあっては、接種後10日以内に接種局所の発赤・腫脹及び針痕部位の化膿等を来し、通常2週間から4週間後に消炎、瘢痕化し、治癒する一連の反応が起こることがあり、これをコッホ現象という。これは、BCG再接種においてみられる反応と同一の性質のものが結核菌感染後の接種において比較的強く出現したものである。

(3)コッホ現象出現時の対応

ア 保護者に対する周知

市町村は、予防接種の実施に当たって、コッホ現象に関する情報提供及び説明を行い、次の事項を保護者に周知しておくこと。

(ア)コッホ現象と思われる反応が被接種者にみられた場合は、速やかに接種医療機関を受診させること。

(イ)コッホ現象が出現した場合は、接種局所を清潔に保つ以外の特別の処置は不要である。反応が起こってから、びらんや潰瘍が消退するまでの経過がおおむね4週間を超える等治癒が遷延する場合は、混合感染の可能性もあることから、接種医療機関を受診させること。

イ 市町村長におけるコッホ現象事例報告書の取扱い

市町村長は、あらかじめ様式第七のコッホ現象事例報告書を管内の医療機関に配布し、医

師がコッホ現象を診断した場合に、保護者の同意を得て、直ちに当該被接種者が予防接種を受けた際の居住区域を管轄する市町村長へ報告するよう協力を求めること。

また、市町村長は、医師からコッホ現象の報告を受けた場合は、保護者の同意を得て、コッホ現象事例報告書を都道府県知事に提出すること。

ウ 都道府県知事のコッホ現象事例報告書の取扱い

都道府県知事は、市町村長からコッホ現象の報告を受けた場合は、厚生労働大臣宛てにコッホ現象事例報告書の写し(個人情報に係る部分を除く。)を提出すること。

エ コッホ現象事例報告書等における個人情報の取扱い

イにおいて、保護者の同意が得られない場合は、個人情報を除く事項をそれぞれ報告及び提出すること。

5 小児の肺炎球菌感染症の定期接種

小児の肺炎球菌感染症の予防接種は、初回接種の開始時の月齢ごとに以下の方法により行うこととし、(1)の方法を標準的な接種方法とすること。なお、原則として沈降20価肺炎球菌結合型ワクチンを使用することとするが、当面の間、沈降15価肺炎球菌結合型ワクチンも使用できること。

(1)初回接種開始時に生後2月から生後7月に至るまでの間にある者

沈降20価肺炎球菌結合型ワクチン又は沈降15価肺炎球菌結合型ワクチンを使用し、初回接種については、標準的には生後12月までに27日以上の間隔をおいて3回、追加接種については生後12月から生後15月に至るまでの間を標準的な接種期間として、初回接種終了後60日以上の間隔をおいた後であって、生後12月に至った日以降において1回行うこと。ただし、初回接種のうち2回目及び3回目の注射は、生後24月に至るまでに行うこととし、それを超えた場合は行わないこと。また、生後12月を超えて初回接種のうち2回目の注射を行った場合は、初回接種のうち3回目の注射は行わないこと。なお、追加接種については、いずれの場合も実施可能であること。

(2)初回接種開始時に生後7月に至った日の翌日から生後12月に至るまでの間にある者

沈降20価肺炎球菌結合型ワクチン又は沈降15価肺炎球菌結合型ワクチンを使用し、初回接種については標準的には生後12月までに、27日以上の間隔をおいて2回、追加接種については生後12月以降に、初回接種終了後60日以上の間隔をおいて1回行うこと。ただし、初回接種のうち2回目の注射は、生後24月に至るまでに行うこととし、

それを超えた場合は行わないこと（追加接種は実施可能）。

（３）初回接種開始時に生後１２月に至った日の翌日から生後２４月に至るまでの間にある者

沈降２０価肺炎球菌結合型ワクチン又は沈降１５価肺炎球菌結合型ワクチンを使用し、６０日以上の間隔をおいて２回行うこと。

（４）初回接種開始時に生後２４月に至った日の翌日から生後６０月に至るまでの間にある者

沈降２０価肺炎球菌結合型ワクチン又は沈降１５価肺炎球菌結合型ワクチンを使用し、１回行うこと。なお、政令第３条第２項の規定による対象者に対しても同様とすること。

（５）小児の肺炎球菌の感染症の予防接種に当たっては、同一の者には、過去に接種歴のあるワクチンと同一の種類ワクチンを使用することを原則とするが、ある回数投与した後、転居した際、転居後の定期接種を実施する市町村において、沈降２０価肺炎球菌結合型ワクチンの接種しか実施していない等の理由により、原則によることができないやむを得ない事情があると当該市町村長が認める場合には、沈降１５価肺炎球菌結合型ワクチンで接種を開始した者について、次に掲げる方法で、残りの接種を沈降２０価肺炎球菌結合型ワクチンを用いて行って差し支えないこととする。ただし、アに掲げる方法については、初回接種のうち２回目及び３回目の注射は、生後２４月に至るまでに行うこととし、それを超えた場合は行わないこと。また、生後１２月を超えて初回接種のうち２回目の注射を行った場合は、初回接種のうち３回目の注射は行わないこと。イに掲げる方法については、初回接種のうち２回目の注射は生後２４月に至るまでに行うこととし、それを超えた場合は行わないこと。なお、追加接種については、いずれの場合も実施可能であること。

ア 初回接種開始時に生後２月から生後７月に至るまでの間にある者

（ア）初回接種の１回目に沈降１５価肺炎球菌結合型ワクチンを接種した者であって初回接種の２回目又は３回目を接種していない者が、前回の注射から２７日以上の間隔をおいて沈降２０価肺炎球菌結合型ワクチンを２回接種し、同ワクチンにより追加接種として初回接種終了後６０日以上の間隔をおいて１回接種する方法。

（イ）初回接種の１回目及び２回目に沈降１５価肺炎球菌結合型ワクチンを接種した者であって初回接種の３回目を接種していない者が、前回の注射から２７日以上の間隔をおいて

沈降20価肺炎球菌結合型ワクチンを1回接種し、同ワクチンにより追加接種として初回接種終了後60日以上の間隔をおいて1回接種する方法。(ウ)沈降15価肺炎球菌結合型ワクチンを接種した者であって初回接種を完了した者が、沈降20価肺炎球菌結合型ワクチンを初回接種終了後60日以上の間隔をおいて1回接種する方法。

イ 初回接種開始時に生後7月に至った日の翌日から生後12月に至るまでの間にある者

(ア)初回接種の1回目に沈降15価肺炎球菌結合型ワクチンを接種した者であって初回接種の2回目を接種していない者が、前回の注射から27日以上の間隔をおいて沈降20価肺炎球菌結合型ワクチンを1回接種し、同ワクチンにより追加接種として初回接種終了後60日以上の間隔をおいて1回接種する方法。

(イ)沈降15価肺炎球菌結合型ワクチンを接種した者であって初回接種を完了した者が、沈降20価肺炎球菌結合型ワクチンを初回接種終了後60日以上の間隔をおいて1回接種する方法。

ウ 初回接種開始時に生後12月に至った日の翌日から生後24月に至るまでの間にある者

沈降15価肺炎球菌結合型ワクチンを1回接種した後、沈降20価肺炎球菌結合型ワクチンを1回目の接種から60日以上の間隔をおいて1回接種する方法。

6 ヒトパピローマウイルス感染症の定期接種

(1)次に掲げる者については、ヒトパピローマウイルス感染症の予防接種後に広範な疼痛又は運動障害を中心とする多様な症状が発生する場合があるため、予診に当たっては、これらの者の接種について慎重な判断が行われるよう留意すること。

ア 外傷等を契機として、原因不明の疼痛が続いたことがある者

イ 他のワクチンを含めて以前にワクチンを接種した際に激しい疼痛や四肢のしびれが生じたことのある者

(2)ヒトパピローマウイルス感染症の予防接種に当たっては、ワクチンを接種する目的、副反応等について、十分な説明を行った上で、かかりつけ医など被接種者が安心して予防接種を受けられる医療機関で行うこと。

(3)ヒトパピローマウイルス感染症の予防接種は、12歳となる日の属する年度の初日から16歳となる日の属する年度の末日までの間にある者に対し、組換え沈降9価ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチンを使用し、13歳となる日の属する年度の初日から当該年度の末日までの間を標準的な接種期間とし、以下のいずれかの方法(アに掲げる方法に

については、第1回目の接種時に12歳となる日の属する年度の初日から15歳に至るまでの間にある者に対して当該予防接種を行う場合に限る。)により行うものとする。

ア 標準的な接種方法として、6月の間隔をおいて2回行うこと。ただし、当該方法をとることができない場合は、5月以上の間隔をおいて2回行うこと。

イ 標準的な接種方法として、2月の間隔をおいて2回行った後、1回目の注射から6月の間隔をおいて1回行うこと。ただし、当該方法をとることができない場合は、1月以上の間隔をおいて2回行った後、2回目の注射から3月以上の間隔をおいて1回行うこと。

(4)組換え沈降2価ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチン又は組換え沈降4価ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチンを使用して1回目又は2回目までの接種を終了した者が、令和8年度以後に組換え沈降9価ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチンの接種を希望する場合は、以下のいずれかの方法により行うものとする。なお、同一の者が組換え沈降2価ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチン又は組換え沈降4価ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチンと組換え沈降9価ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチンを接種した場合の安全性、免疫原性及び有効性は一定程度明らかになっている。ア1回目に組換え沈降2価ヒトパピローマ様粒子ワクチン又は組換え沈降4価ヒトパピローマ様粒子ワクチンを接種した者が、1回目の注射から2月の間隔をおいて組換え沈降9価ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチンを1回筋肉内に注射した後、1回目の注射から6月の間隔をおいて同ワクチンを1回注射するものとし、接種量は毎回0.5ミリリットルとする方法。ただし、当該方法をとることができない場合は、1回目の注射から1月以上の間隔をおいて組換え沈降9価ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチンを1回筋肉内に注射した後、2回目の注射から3月以上の間隔をおいて同ワクチンを1回筋肉内に注射し、接種量は毎回0.5ミリリットルとすることとする。

イ 1回目及び2回目に組換え沈降2価ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチン又は組換え沈降4価ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチンを接種した者が、1回目の注射から6月の間隔をおいて組換え沈降9価ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチンを1回筋肉内に注射し、接種量は0.5ミリリットルとする方法。ただし、当該方法をとることができない場合は、2回目の注射から3月以上の間隔をおいて組換え沈降9価ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチンを1回筋肉内に注射し、接種量は0.5ミリリットルとすることとする。

(5)過去に接種したヒトパピローマウイルス様粒子ワクチンの種類が不明である場合、接種を実施する医療機関の医師と被接種者とで十分に相談した上で、接種するワクチンの

種類を選択すること。この場合、結果として、異なる種類のワクチンが接種される可能性があるため、同一の者が異なるワクチンを接種した場合の安全性、免疫原性及び有効性についても、十分な説明を行うこと。さらに、過去に接種したワクチンの種類が不明である旨が予診票に記載されていることを確認すること。

(6) ヒトパピローマウイルス感染症の予防接種後に血管迷走神経反射として失神があらわれることがあるので、失神による転倒等を防止するため、注射後の移動の際には、保護者又は医療従事者が腕を持つなどして付き添うようにし、接種後30分程度、体重を預けられるような場所で座らせるなどした上で、なるべく立ち上がらないように指導し、被接種者の状態を観察する必要があること。

(7) ヒトパピローマウイルス感染症の予防接種後に広範な疼痛又は運動障害を中心とする多様な症状が発生した場合、次に掲げる事項について適切に対応すること。

ア 法の規定による副反応疑い報告の必要性の検討

イ 当該予防接種以降のヒトパピローマウイルス感染症の予防接種を行わないことの検討

ウ 神経学的・免疫学的な鑑別診断及び適切な治療が可能な医療機関の紹介

(8) ヒトパピローマウイルス感染症は性感染症であること等から、感染予防や、がん検診を受診することの必要性について、予防接種を行う際に併せて説明することが望ましい。

7 水痘の定期接種

(1) 対象者

水痘の予防接種は、生後12月から生後36月に至るまでの間にある者に対し、乾燥弱毒生水痘ワクチンを使用し、生後12月から生後15月に達するまでの期間を標準的な接種期間として1回目の注射を行い、3月以上、標準的には6月から12月までの間隔をおいて2回目の注射を行うこと。

(2) 平成26年10月1日より前の接種の取扱い

ア 平成26年10月1日より前に、生後12月以降に3月以上の間隔をおいて、乾燥弱毒生水痘ワクチンを2回接種した(1)の対象者は、当該予防接種を定期接種として受けることはできないこと。

イ 平成26年10月1日より前に、生後12月以降に乾燥弱毒生水痘ワクチンを1回接種した者は、既に当該定期接種を1回受けたものとみなすこと。

ウ 平成26年10月1日より前に、生後12月以降に3月未満の期間内に2回以上乾燥

弱毒生水痘ワクチンを接種した者は、既に当該定期接種を1回受けたものとみなすこと。

この場合においては、生後12月以降の初めての接種から3月以上の間隔をおいて1回の接種を行うこと。

(3) 接種液の用法

乾燥弱毒生水痘ワクチンは、溶解後にウイルス力価が低下することから、溶解後速やかに接種すること。

8 B型肝炎の定期接種

(1) 対象者

平成28年4月1日以後に生まれた、生後1歳に至るまでの間にある者とする。

(2) 対象者から除外される者

HBs抗原陽性の者の胎内又は産道においてB型肝炎ウイルスに感染したおそれのある者であって、抗HBs人免疫グロブリンの投与に併せて組換え沈降B型肝炎ワクチンの投与を受けたことのある者については、定期接種の対象者から除くこと。

(3) 接種方法

B型肝炎の定期接種は、組換え沈降B型肝炎ワクチンを使用し、生後2月に至った時から生後9月に至るまでの期間を標準的な接種期間として、27日以上の間隔をおいて2回接種した後、第1回目の注射から139日以上の間隔をおいて1回接種すること。

(4) 平成28年10月1日より前の接種の取扱い

平成28年10月1日より前(定期の予防接種が開始される前)の注射であって、定期の予防接種のB型肝炎の注射に相当するものについては、当該注射を定期の予防接種のB型肝炎の注射とみなし、また、当該注射を受けた者については、定期の予防接種のB型肝炎の注射を受けた者とみなして、以降の接種を行うこと。

ロタウイルス感染症の定期接種

(1) 対象者

令和2年8月1日以後に生まれた、次に掲げる者とする。

ア 経口弱毒生ヒトロタウイルスワクチンを使用する場合は、出生6週0日後から24週0日後までの間にある者

イ 五価経口弱毒生ロタウイルスワクチンを使用する場合は、出生6週0日後から32週0日後までの間にある者

(2) 対象者から除外される者

次に掲げる者については、定期接種の対象者から除くこと。

- ア 腸重積症の既往歴のあることが明らかな者
- イ 先天性消化管障害を有する者(その治療が完了した者を除く。)
- ウ 重症複合免疫不全症の所見が認められる者

(3)留意事項

ア 出生15週0日後以降の初回接種については安全性が確立されておらず、出生14週6日後までに初回接種を完了させることが望ましい。このため、定期接種の周知に当たっては、その旨を伝えること。

イ 出生15週0日後以降に初回接種を行う場合、上記について十分に説明を行い、同意を得られた場合に接種すること。

ウ ワクチン接種後に間欠的な啼泣や不機嫌、血便、嘔吐等腸重積症を疑う症状が被接種者にみられる場合は、速やかに医師の診察を受けさせるよう、接種時に保護者に対して説明すること。

(4)接種歴の確認

2回目以降の接種に当たっては、保護者が持参した予防接種済証又は母子健康手帳等により、経口弱毒生ヒトロタウイルスワクチン又は五価経口弱毒生ロタウイルスワクチンのいずれの接種歴があるか確認すること。

(5)接種方法

ロタウイルス感染症の定期的予防接種は、接種歴を確認した上で、原則として、経口弱毒生ヒトロタウイルスワクチンを27日以上の間隔をおいて2回経口投与、又は五価経口弱毒生ロタウイルスワクチンを27日以上の間隔をおいて3回経口投与することとし、初回接種については、生後2月に至った日から出生14週6日後までの間を標準的な接種期間として実施すること。

ただし、1回又は2回投与した後に転居した際、転居後の定期接種を実施する市町村において、経口弱毒生ヒトロタウイルスワクチン又は五価経口弱毒生ロタウイルスワクチンのいずれか一方の接種しか実施していない等の理由により、原則によることができないやむを得ない事情があると当該市町村長が認める場合には、次に掲げる方法で接種することができる。

ア 経口弱毒生ヒトロタウイルスワクチンを1回経口投与した後、第1回目の経口投与から27日以上の間隔をおいて、五価経口弱毒生ロタウイルスワクチンを27日以上の間隔

をにおいて2回経口投与する方法。

イ 五価経口弱毒生ロタウイルスワクチンを1回経口投与した後、第1回目の経口投与から27日以上の間隔をにおいて、経口弱毒生ヒトロタウイルスワクチンを27日以上の間隔をにおいて2回経口投与する方法。

ウ 五価経口弱毒生ロタウイルスワクチンを2回経口投与した後、第2回目の経口投与から27日以上の間隔をにおいて、経口弱毒生ヒトロタウイルスワクチンを1回経口投与する方法。

(6)吐き出した場合の対応

経口投与後に接種液を吐き出したとしても追加の投与は必要ない。

(7)令和2年10月1日より前の接種の取扱い

令和2年10月1日より前(定期接種が開始される前)の経口投与であって、定期接種の経口弱毒生ヒトロタウイルスワクチン又は五価経口弱毒生ロタウイルスワクチンの経口投与に相当するものについては、当該経口投与をロタウイルス感染症の定期接種とみなし、また、当該経口投与を受けた者については、定期接種のロタウイルス感染症の経口投与を受けた者とみなして、以降の経口投与を行うこと。

9 R S ウイルス感染症の定期接種

(1)対象者

妊娠28週から妊娠37週に至るまでの間にある者とする。

(2)接種方法

R S ウイルス感染症の定期接種は、組換えR S ウイルスワクチン(妊婦に接種するものに限る)を使用し、妊娠期間中に1回接種すること。

(3)政令第6条の規定による周知を行うにあたっては、母子保健主管部局とも連携し、妊娠の届出の受付時等にあわせて周知を行うこと。

(4)留意事項

ア 妊婦に対して、接種前に、妊娠している児の母子健康手帳の提示を求め、接種時点で妊娠28週0日から妊娠36週6日と確認できた場合に接種すること。

イ 接種から14日以内に出生した児における有効性は確立していないことから、14日以内に妊娠終了を予定している場合には、接種時に説明を行い、同意が得られた場合に接種すること。

高齢者の肺炎球菌感染症の定期接種

(1)対象者

高齢者の肺炎球菌感染症の予防接種は、次に掲げる者に対し、沈降20価肺炎球菌結合型ワクチンを使用し、1回行うこと。ただし、イに該当する者として既に当該予防接種を受けた者は、アの対象者から除くこと。

ア 65歳の者

イ 60歳以上65歳未満の者であって、心臓、腎臓又は呼吸器の機能に自己の身の日常生活活動が極度に制限される程度の障害を有する者及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する者

(2)対象者から除外される者

これまでに、23価肺炎球菌莢膜ポリサッカライドワクチン又は肺炎球菌結合型ワクチンを1回以上接種した者であって、高齢者の肺炎球菌感染症の予防接種を行う必要がないと認められる者は、当該予防接種を定期接種として受けることはできないこと。

(3)接種歴の確認

高齢者の肺炎球菌感染症の予防接種を行うに当たっては、予診票により、当該予防接種の接種歴について確認を行うこと。

10 インフルエンザの定期接種

インフルエンザの予防接種は、次に掲げる者に対し、インフルエンザHAワクチンを使用し、毎年度1回行うこと。

ア 65歳以上の者

イ 60歳以上65歳未満の者であって、心臓、腎臓又は呼吸器の機能に自己の身の日常生活活動が極度に制限される程度の障害を有する者及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する者

新型コロナウイルス感染症の定期接種

新型コロナウイルス感染症の予防接種は、(1)に掲げる者に対し、(2)のいずれかの方法で、毎年度10月1日から翌年3月31日までの間で各市町村が設定する期間に1回行うこと。

(1)対象者

ア 65歳以上の者

イ 60歳以上65歳未満の者であって、心臓、腎臓又は呼吸器の機能に自己の身の日常生活活動が極度に制限される程度の障害を有する者及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫

の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する者

(2)接種方法

以下のいずれかの方法により行うものとする。

ア コロナウイルス(SARS-CoV-2)RNAワクチン(令和5年8月2日に 第一三共株式会社が医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号。以下「医薬品医療機器等法」という。)第14条第1項の承認を受けたオミクロン株XEC対応1価ワクチン)を1回筋肉内に注射 するものとし、接種量は、0.6ミリリットルとする方法。

イ コロナウイルス(SARS-CoV-2)RNAワクチン(令和6年5月29日にファイザー株式会社が医薬品医療機器等法第14条第1項の承認を受けたオミクロン株LP.8.1対応1価ワクチン)を充填済シリンジ剤により1回筋肉内に注射するものとし、接種量は、0.3ミリリットルとする方法。

ウ 組換えコロナウイルス(SARS-CoV-2)ワクチン(令和6年9月5日に 武田薬品工業株式会社が医薬品医療機器等法第14条第1項の承認を受けたオミクロン株LP.8.1対応1価ワクチン)を1回筋肉内に注射するものとし、接種量は、0.5ミリリットルとする方法。

エ コロナウイルス(SARS-CoV-2)RNAワクチン(令和6年10月3日にモデルナ・ジャパン株式会社が医薬品医療機器等法第14条第1項の承認を受けたオミクロン株LP.8.1対応1価ワクチン)を1回筋肉内に注射するものとし、接種量は、0.5ミリリットルとする方法。

オ コロナウイルス(SARS-CoV-2)RNAワクチン(令和7年8月28日に Meiji Seika ファルマ株式会社が医薬品医療機器等法第14条第1項の承認を受けたオミクロン株XEC対応1価ワクチン)を1回筋肉内に注射するものとし、接種量は、0.5ミリリットルとする方法。

1.1 帯状疱疹の定期接種

帯状疱疹の予防接種は、(1)に掲げる者に対し、(2)のいずれかの方法で行うこと。ただし、(1)イに該当する者として既に当該予防接種を受けた者は、アの対象者から除くこと。

(1)対象者

ア 65歳の者

イ 60歳以上 65歳未満の者であって、ヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有するもの

(2)接種方法

以下のいずれかの方法により行うものとする。

ア 乾燥弱毒生水痘ワクチンを使用する場合は、1回皮下に注射すること。

イ 乾燥組換え帯状疱疹ワクチンを使用する場合は、2月以上、標準的には2月の間隔をおいて2回筋肉内に注射すること。当該方法をとることができない場合でも1回目の接種から6月までに2回目の接種を完了することが望ましい。

また、(1)に掲げる者のうち、疾病又は治療により免疫不全である者、免疫機能が低下した者又は免疫機能が低下する可能性がある者等で、医師が早期の接種が必要と判断した者に対し、乾燥組換え帯状疱疹ワクチンを使用する場合は、1月以上の間隔をおいて2回筋肉内に注射しても差し支えない。

(3)対象者から除外される者

ア これまでに、乾燥弱毒生水痘ワクチンを1回接種したことのある者であって、帯状疱疹の予防接種を行う必要がないと認められるもの

イ これまでに、乾燥組換え帯状疱疹ワクチンを2回接種したことのある者であって、帯状疱疹の予防接種を行う必要がないと認められるもの

(4)帯状疱疹の定期接種の対象者となる前に、乾燥組換え帯状疱疹ワクチンを1回接種したことのある者は、医師の判断に基づき、以降の接種を(2)イに準じて行うこと。

(5)帯状疱疹の予防接種に当たっては、乾燥組換え帯状疱疹ワクチンを定期接種として接種した後、乾燥弱毒生水痘ワクチンを定期接種として受けることはできないこと。

(6)政令第6条の規定による周知を行うにあっては、予防接種台帳等を活用し、既に帯状疱疹に係る定期の予防接種を受けたことのある者を除いて送付する方法で周知を行うこと。そのため、予防接種記録について5年間を超えて管理・保存するよう努めること。

(7)接種歴の確認

帯状疱疹の予防接種を行うにあたっては、予診票により、当該予防接種の接種歴について確認を行うこと。

(8)対象者の経過措置

令和7年4月1日から令和12年3月31日までの間、(1)アの対象者については、65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳又は100歳となる日の属する

年度の 初日から当該年度の末日までの間にある者とする。

予防接種を行う期間及び場所

ア 期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

イ 場所

川西市医師会受託医療機関（別紙のとおり）

個別予防接種実施医療機関一覧表

○印の医療機関でそれぞれの予防接種を実施しています。

番号	医療機関名	所在地	電話番号	ポリオ	3種混合	5種混合	BCG	日本脳炎	ヒブ	小児用肺炎球菌	水痘	MR	DT2期	B肝	ロタ	HPV	RSウイルス	带状疱疹	高齢者用肺炎球菌	成人風疹予防接種	
1	生駒病院	猪名川町広根字九十九番地	766-0172															○	○	○	
2	こたけ整形外科クリニック	猪名川町広根字中突田17番地の1	767-2221															○	○		
3	ふるさと透析診療所	猪名川町広根字北后久2番地	765-3324															○	○		
4	坂田診療所	猪名川町茶合字古津ケ平157番地の3	766-5200			○※3		○※3				○※2,4	○				○	○	○	○	
5	貴田医院	猪名川町若葉1丁目4番地7	766-0003										○				○	○	○	○	
6	森田内科医院	猪名川町若葉1丁目39番地1	767-2811					○			○	○	○				○	○	○	○	
7	植田循環器内科クリニック	猪名川町白金3丁目9番地8	767-2100										○					○	○	○	
8	たのうえこどもクリニック	猪名川町白金2丁目1番地イオンモール猪名川3F	765-1186	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
9	やなごわ整形外科団ハビクリクリニック	猪名川町白金3丁目2番地3	765-2020															○	○		
10	はやし皮膚科クリニック	猪名川町松尾台1丁目2番地20日生中央ビル1F	767-2336					○※4				○※2,4	○					○	○		
11	前田クリニック耳鼻咽喉科	猪名川町松尾台1丁目2番地20日生中央ビル2F	766-7133																○		
12	クリニックヤマガミ	猪名川町伏見台4丁目4番地21	766-6368														○	○	○		
13	整形外科ひぐちクリニック	猪名川町伏見台1丁目1番地56	766-2800																○	○	
14	西岡内科在宅クリニック	猪名川町伏見台1丁目1番地56	766-9919					○				○※4	○				○	○	○	○	
15	森内科小児科医院 ※1	猪名川町伏見台1丁目2番地3	766-0727	非公表																	
16	せいふうクリニック	猪名川町北田原字屏風岳3番地	766-0030	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
17	岡林クリニック	川西市美山台3丁目3番地の2	795-1070																○	○	
18	杉田クリニック	川西市清和台東5丁目1番地の13	799-7272																○	○	○
19	高橋産婦人科医院	川西市清和台東1丁目3番地の75	799-0001														○	○			
20	田畑クリニック	川西市清和台東3丁目2番地の4	799-4765			○	○	○		○	○	○※2	○	○	○		○	○	○	○	○
21	どばしクリニック	川西市清和台東3丁目1番地の8トナリエ清和台2F	799-8777					○※5					○				○		○	○	
22	長井泌尿器科	川西市清和台東3丁目1番地の8トナリエ清和台2F	799-8188																○	○	
23	耳鼻咽喉科ふじおかクリニック	川西市清和台東3丁目1番地の8トナリエ清和台2F	799-8733	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
24	浦クリニック	川西市けやき坂2丁目11番地の1	799-4111	○	○	○	○	○	○	○	○	○※2	○	○	○				○	○	○
25	川西リハビリテーション病院	川西市東睦野5丁目18番1号	795-0070																○	○	
26	元木クリニック	川西市東睦野3丁目1番46号	795-0066					○					○						○	○	○
27	織田内科診療所	川西市見野2丁目20番地9号	794-0567																○	○	
28	たぐちクリニック	川西市見野2丁目15番地24号	791-5775																○	○	○
29	あさくら内科クリニック	川西市大和西1丁目97番地の7兼古書店駅前ビル1F	794-1205	非公表																	
30	清水内科循環器科	川西市大和西2丁目1番地の17	794-9192																○	○	○
31	原田リウマチ科・整形外科	川西市大和西1丁目65番地の2大和ビル1F	794-3777																○	○	
32	坂本医院	川西市大和東3丁目5番地の2	794-2131	非公表																	
33	神田内科小児科	川西市向陽台2丁目1番地の26	793-0502	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
34	まえだクリニック	川西市向陽台3丁目5番地の117	790-0517														○		○	○	○
35	吉田医院	川西市向陽台2丁目1番地の2	793-0646																	○	
36	イセキ内科クリニック	川西市水明台1丁目1番地の1610Hビル2F	793-1077					○				○※4	○				○		○	○	○
37	兵庫ライフケアクリニック	川西市緑台4丁目3番地の41	767-1181	非公表																	
38	いが小児科・アレルギー科	川西市平野3丁目18番19号	790-1320	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
39	協立記念病院	川西市平野1丁目39番1号	792-1301	非公表																	
40	さくらホームケアクリニック	川西市平野3丁目18番27号	793-4000																○	○	
41	高島循環器内科	川西市平野2丁目1番9号	744-2400					○※4				○※2,4	○				○		○	○	○
42	大西クリニック	川西市新田2丁目12番6号	744-2248	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
43	つちたにクリニック	川西市新田3丁目3番6号	792-8247																○	○	
44	ベリタス病院	川西市新田1丁目2番23号	793-7890																○	○	○
45	武田外科	川西市多田桜木2丁目1番20号	793-5570														○	○	○	○	○
46	辻医院	川西市多田桜木2丁目11番38号吉永多田駅前III	792-6181					○				○※4	○						○	○	○
47	橋本整形外科医院	川西市多田桜木1丁目2番15号	792-4566																○	○	
48	おおむち診療所	川西市西多田2丁目2番8号三栄ビル4F	792-0828	非公表																	
49	くわかど内科 在宅・緩和ケアクリニック	川西市西多田2丁目2番8号三栄ビル3F	744-2636	非公表																	
50	森本整形外科	川西市西多田2丁目2番8号三栄ビル1F	792-4973																	○	
51	つづみがたきTEIクリニック	川西市鼓が滝1丁目29番4号	792-8321	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
52	おかのうクリニック	川西市鷺が丘19番地の10	756-7880					○※4					○						○	○	○

個別予防接種実施医療機関一覧表

○印の医療機関でそれぞれの予防接種を実施しています。

番号	医療機関名	所在地	電話番号	ポリオ	3種混合	5種混合	BCG	日本 脳炎	ヒブ	小児用 肺炎球菌	水痘	MR	DT2期	B肝	ロタ	HPV	RS ウイルス	帯状疱疹	高齢者用 肺炎球菌	成人風疹 予防接種	
53	富山医院	川西市萩原台西1丁目90番地	757-3051										○					○	○		
54	栗崎整形外科	川西市萩原台東2丁目110番地	755-5222													○		○	○		
55	松下内科	川西市絹延町3番27号 エクセルコーワII 番館101	755-6466				○	○			○	○	○						○		
56	いけだ内科クリニック	川西市火打1丁目16番6号 オアシスタウンキセラ川西2F	756-6750															○	○		
57	川西市立総合医療センター	川西市火打1丁目4番1号	0570-01-8199	非公表																	
58	川西ほんわか訪問診療クリニック	川西市火打2丁目2番14号	768-9113	非公表																	
59	キセラ川西腎クリニック	川西市火打1丁目20番7号1	743-9102															○	○		
60	KYレディースクリニック	川西市火打1丁目16番6号 オアシスタウンキセラ川西2F	758-1114	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
61	まえかわこどもクリニック	川西市火打1丁目2番1号 キセラ川西オリヴィエ1-1	756-8341	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
62	川西おの小児科・アレルギー科	川西市出在家町13番12号3	756-7177	○	○	○	○	○		○	○	○※2	○	○	○	○					
63	洪クリニック	川西市中央町10番5号 ディークラディア川西1F	756-8008															○			
64	酒井内科	川西市中央町6番7号 セントラルビル2F	755-1937															○	○	○	
65	つながりの森ホームケアクリニック	川西市中央町13番19号	707-2859	非公表																	
66	田内科クリニック	川西市中央町13番17号 エスポワール川西1F	756-8868															○	○	○	
67	間瀬内科クリニック	川西市中央町5番5号 OHMIビル6F	757-0086															○	○		
68	北川医院	川西市栄町4番1号	757-0130															○	○		
69	ことぶき皮膚科クリニック	川西市栄町11番1号 ラソラ川西2F	757-1712															○			
70	第二協立病院	川西市栄町5番28号	758-1123	非公表																	
71	たけもと小児科	川西市栄町13番8号	759-6100	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○		○
72	たにぐち内科クリニック	川西市栄町20番1号 ベルフローかわにしWEST1F	759-6000														○	○	○	○	
73	九十九記念病院	川西市栄町10番4号	759-9020															○	○	○	
74	ふかみレディースクリニック	川西市栄町12番8号 三宝ビル4F	740-0230														○	○	○	○	
75	古野整形外科	川西市栄町11番1号 ラソラ川西3F	756-8070															○			
76	木村メディカルクリニック	川西市小花1丁目6番18号 N&Hビル2F	767-7709															○	○	○	
77	どひ整形外科	川西市小花2丁目7番1号202	758-0606															○	○		
78	藤末医院	川西市小花1丁目3番5号	759-2952		○	○		○	○	○	○	○	○				○	○	○	○	
79	まきの内科クリニック	川西市小花1丁目6番13号 イオンビル3F	755-0033			○	○	○	○	○	○	○※2	○	○	○		○	○	○	○	
80	山本クリニック	川西市小花1丁目11番19号 曙ビル1F	755-3511														○	○	○	○	
81	きただクリニック。	川西市小戸1丁目2番6号 ジオ飯急川西レジデントマーク1F	764-7878															○	○		
82	杉町医院	川西市小戸1丁目5番6号	758-8470					○※3			○※3	○	○				○	○	○	○	
83	レディースクリニックかとう	川西市小戸1丁目7番13号	764-6306														○	○			
84	阪本医院	川西市栄根1丁目7番11号	759-1125			○	○	○	○	○	○	○※2	○	○	○	○	○	○	○	○	
85	第二仁成クリニック	川西市栄根2丁目6番32号 Vt' #4F	756-8141															○	○		
86	長谷部クリニック	川西市栄根2丁目6番32号 Vt' #3F	758-5555		○	○		○		○	○	○	○	○	○		○		○	○	
87	浜田整形外科	川西市栄根1丁目3番8号	759-1455															○			
88	川西なかお内科・呼吸器内科・アレルギー科	川西市加茂3丁目12番2号	767-1515															○	○	○	
89	みなみ花やしきおおはしクリニック	川西市加茂3丁目1番3号	769-7200														○	○	○		
90	自衛隊阪神病院	川西市久代4丁目1番50号	782-0001			○	○	○		○	○	○※2	○	○	○	○					
91	正愛病院	川西市久代2丁目5番34号	758-5821															○	○		
92	前田ホームクリニック	川西市花屋敷1丁目5番18号 インペリアル花屋敷1F	757-0886		○※3	○※3		○※3	○※3	○※3		○※4	○				○	○	○	○	
93	まさき内科クリニック	川西市花屋敷2丁目8番11号	767-1675	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
94	咲クリニック	川西市南花屋敷4丁目6番16号	759-7938														○	○	○		
95	三浦医院	川西市南花屋敷2丁目8番1号	759-2404		○※3	○※3		○※3	○※3	○※3		○	○					○	○	○	

※1 中学生以上対象 ※2 風しん・独接種不可 ※3 3歳以上接種可 ※4 2期のみ接種可 ※5 11歳以上接種可 ※6 かかりつけ患者限定 ※7 入院患者のみ可